

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (5)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	廃棄物の不法投棄の防止等	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評価者	適正処理・不法投棄対策室長 坂川 勉

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1,4 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策(1節) 他	施策(節)	3,4 節	廃棄物の適正な処理の推進(3節) 他
その他関連する個別計画		不法投棄撲滅アクションプラン(平成 16 年 6 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止や適正な輸出入、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保を図る。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	3,611,912	3,524,335	4,110,175	
	一般会計	3,611,912	3,524,335	4,110,175	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

	法改正など対策の充実が図られ、目標の達成に向けて進展があったと考えるが、不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。目標の達成に向け、引き続き施策の強化、充実、適正な実施が必要である。 特別管理廃棄物(爆発性、毒性、感染性等を有する廃棄物)については、排出事業者から処理業者への確実な廃棄物情報の伝達を図るため、廃棄物処理法施行規則の改正等を行うこと等により適正処理が進展している。 アジア各国のパーゼル条約担当者を招いたワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物等の輸出入に関する事前相談窓口、現場対応の充実等により廃棄物等の適正な輸出入へ向けた取組みが進展している。
--	---

残された課題・新たな課題

	不法投棄の早期発見、未然防止対策の強化、有害化学物質等が含まれる廃棄物について、特別管理廃棄物の項目の追加、処理基準の強化、シップバック(輸出入貨物の返送)などの問題事例の未然防止、国際資源循環のための 3R の推進、
--	---

今後の取組

	不法投棄対策については、早期発見、早期対応及び未然防止のため、各ブロックの地方環境事務所を中心とした都道府県等との情報共有等連携の一層の強化を図り、都道府県職員等に対する研修会の開催や産廃処理事業者の優良化推進事業等を行っていく。 廃棄物における安全と安心の確保を図るため、有害化学物質等が含まれる廃棄物の管理対策に関する調査・検討を実施する。 地方環境事務所による税関との連携や有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの推進等により廃棄物等の不法輸出入対策に関する国際的連携の一層の強化等を実施する。 不法輸出入対策専門官について定員を要求する
--	--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成 11 年度に対し、平成 22 年度においておおむね半分に削減し、平成 16 年度から 5 年以内に、5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数を 0 にする。					
指標の名称	産業廃棄物の不法投棄件数 産業廃棄物の不法投棄量 5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H22 年度
指標	件	894	673	集計中(H18.秋)		H11 年度に対し 概ね半減
	万トン	74.5	41.1	集計中(H18.秋)		0(H21 年度)
	件	4	7	集計中(H18.秋)		
目標を設定した 根拠等	基準年 根拠等	平成 11 年	基準年の値	1,049 件	43.3 万トン	
達成状況	平成 16 年度の産業廃棄物の不法投棄の状況は、平成 11 年度(1, 049 件、43.3 万 t)に対し、量は 5.1%減少し、件数は 35.8%減少した。また、前年度(平成 15 年度)に比べても、量で 44.8%、件数で 24.7%減少している。しかし 5,000 トンを超える件数は増加している。					

下位目標 2	廃棄物等の適正な輸出入を確保するとともに、化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。					
指標の名称	(参考)パーゼル法輸出承認件数 (参考)パーゼル法輸入承認件数 (参考)廃棄物処理法輸出確認件数 (参考)廃棄物処理法輸入許可件数					
指標年度・単位	単位	H15 年	H16 年	H17 年	目標値	H - 年度
指標	件	5	11	15		-
		19	19	29		
		43	78	30		
		4	1	5		
目標を設定した 根拠等	基準年 根拠等	-	基準年の値	-		
達成状況	<p>廃棄物の不法輸出を抑止するため、廃棄物処理法を改正(平成 17 年 10 月施行)し、廃棄物の無確認輸出に対する罰則強化及び予備罪・未遂罪の新設を行った。</p> <p>廃棄物等の適正な輸出入を確保するために、平成 17 年 10 月より設置された地方環境事務所における廃棄物等の輸出入に関する事前相談窓口の拡充、税関との連携強化等、現場対応の充実を図った。</p> <p>アジア地域における廃棄物等の輸出入に関する情報交換等を目的とし、アジア各国のパーゼル条約担当者を招いたワークショップの開催やウェブサイトの運用を行った。</p> <p>特別管理廃棄物については、排出業者から処理業者への確実な廃棄物情報の伝達を図るため、廃棄物処理法施行規則の改正等を行った。</p>					

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

〔必要性〕

不法投棄等の不適正処理や不正輸出は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等の対策を講じることが必要である。

循環型社会の形成に当たっての前提となる廃棄物の適正処理の確保に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし、優先度の高いものである。

〔有効性〕

第 162 回国会に、廃棄物の不適正処理への対策強化を図るため、保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する未遂罪・予備罪の創設、などを内容とする「廃棄物処理法改正法案」を提出し、平成 17 年 5 月 18 日公布、10 月 1 日に施行した。

平成 16 年 6 月、大規模不法投棄事案の 5 年以内の撲滅を当面の目標に、地域における意識の向上、廃棄物処理体制の強化、制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを策定した。アクションプランに沿い、廃棄物運搬車両のステッカー貼付、優良産業廃棄物業者の育成、行政における人材育成のための産廃アカデミーの開設等を進めている。

また、平成 16 年 6 月の不法投棄撲滅アクションプランに基づき不法投棄ホットラインを設けて不法投棄に関する国民からの情報を受け付けており、寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。

都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成 10 年 6 月以降に不適正処分された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進センター基金の補助により平成 17 年度末までに延べ 60 件の事案の支障の除去、適正処理等を行ったほか、平成 10 年 6 月以前に不適正処分された事案に関しては、平成 15 年 6 月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく暫定措置として、平成 17 年度末までに 7 事案について県が定めた実施計画に環境大臣が同意し、また平成 18 年度より新規支障除去事業に係る補助は税源移譲することとした。

廃棄物等の適正な輸出入の確保については、平成 17 年 10 月より設置された地方環境事務所による廃棄物等の輸出入に関する事前相談、税関との連携等、現場対応の強化により、廃棄物の不法輸出入を抑制した。

アジア地域における情報交換体制（ネットワーク）の構築を進め、アジア各国のバーゼル条約担当者を招いたワークショップの開催及びウェブサイトの運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の日常的な情報交換により、有害廃棄物の不法輸出入を抑制した。

特別管理廃棄物については、排出事業者から処理業者への確実な廃棄物情報の伝達を図るため、廃棄物処理法施行規則の改正等を行い、適正処理を推進した。

〔効率性〕

不法投棄等の廃棄物の不適正処理によって生じた生活環境保全上の支障の除去を行うには巨額の費用（例えば、豊島の事案であれば約 450 億円、青森・岩手県境の事案であれば約 650 億円が見積もられている）が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、未然防止対策に重点化していくことが効率的である。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 及び 2、また下位目標 3 及び 4 についてそれぞれ統合・整理し、今回新たに下位目標 1 及び下位目標 2 とした。また施策の目標の表現についても見直しを図った。

下位目標 2 については、設定している指標を基に直接的に評価できないため、参考指標とした。

< 内閣としての重要施策等 >

施政方針演説及び所信表明演説：第 156 回国会（平成 15 年 1 月 31 日）

第 157 回国会（平成 15 年 9 月 26 日）

第 159 回国会（平成 16 年 1 月 19 日）

第 162 回国会（平成 17 年 1 月 21 日）

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（平成 16 年 6 月 4 日）

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005（平成 17 年 6 月 21 日）

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成 15 年法律第 98 号) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成 4 年法律第 108 号)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	関連する予算事項名及びその予算額(千円)		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	環境破壊行為早期対応システム整備費	12,549	12,549	
	産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業(地方環境対策)	3,231	9,576	
	不法投棄事案対応支援事業	39,969	39,969	
	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	3,970,000	3,970,000	
2	バーゼル条約対策費	14,713	12,666	
	アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	29,812	31,251	
	アジア資源循環推進ネットワーク形成事業(地方環境対策)	553	3,007	
	アジア太平洋における電気電子機器廃棄物適正管理事業	-	24,797	
	特別管理廃棄物処理基準設定費	27,432	24,818	
	アスベスト廃棄物適正処理方策検討調査	-	19,698	-

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 5 - (5) 廃棄物の不法投棄の防止等	下位目標 1
指標名	産業廃棄物の不法投棄件数 産業廃棄物の不法投棄量 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数	
指標の解説	産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規発覚件数 産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規発覚量 「 」のうち、1 件当たりの不法投棄量が 5,000 トンを超えるもの	
評価に用いた 資料等	産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成 16 年度)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	都道府県等の監視体制の強化 産廃税の導入状況 産廃最終処分場の逼迫状況
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 5 - (5) 廃棄物の不法投棄の防止等	下位目標 2
指標名	バーゼル法輸出承認件数 バーゼル法輸入承認件数 廃棄物処理法輸出確認件数 廃棄物処理法輸入許可件数	
指標の解説	、 バーゼル法の規制対象物の輸出入に対する許認可件数 、 廃棄物処理法の規制対象物の輸出入に対する許認可件数 (前者は国際的な取り決めに基づくものであり、その対象物は後者と異なる)	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---